

先進的教育用ネットワークモデル地域事業実施要項

平成10年12月11日 初等中等教育局長裁定

1 趣 旨

教育センター等を拠点として小学校，中学校，高等学校及び特殊教育諸学校を高速回線で接続する地域教育用ネットワークにおいて，学校教育におけるインターネットの有効活用や地域教育用ネットワークの在り方に関する先導的研究開発を行い，もって学校教育の改善・充実に資する。

2 事業の委託

- (1) 文部省は，特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発推進に関する法律に基づき通信・放送機構に事業の実施を委託する。
- (2) 通信・放送機構は，事業の委託を受けるため，別紙様式1の事業実施計画書を文部省に提出する。事業実施計画書は各会計年度毎に作成し提出するものとする。

3 事業の実施期間

事業の実施期間は本要項の決済の日から平成14年3月31日までとする。

4 事業の実施方法

(1) モデル地域の指定

文部省は，本事業の実施に協力する地域（市町村等）をモデル地域として指定する。各モデル地域においては，ネットワークの拠点となる施設等を置き，小学校，中学校，高等学校及び特殊教育諸学校（以下「ネットワークモデル校」という。）を収容する地域教育用ネットワークを構成するものとする。

(2) 中央ネットワークセンター

通信・放送機構は，この事業の円滑な実施を図るため，中央ネットワークセンターを設置するものとする。

中央ネットワークセンターにおいては，各モデル地域共通の教育・教材情報の蓄積・提供，情報交換の場の提供，事業全体の取り組み状況の紹介等を行うものとする。

(3) 研究開発の内容

各モデル地域においては，地域教育用ネットワークを活用した児童生徒の様々な学習活動・交流活動の在り方，地域教育用ネットワークを活用した教員研修，教材等の情報交換・提供システム等の在り方，教育用ネットワークの形成・運用の在り方等に関して研究主題を設定し研究を進めるものとする。

また，各モデル地域においては，それぞれの地域の特色や研究主題に応じて，地域教育用ネットワークの利用をより効果的に行うためのインターフェースやデータベースの開発も合わせて行うものとする。

(4) 推進会議

各モデル地域においては，研究を進める上で必要な事項について協議し研究の推進を図るため，教育委員会・教育センターの教職員，ネットワークモデル校の教職員，

情報通信技術者等で構成する推進会議を設置するものとする。

また、推進会議は、地域のネットワークモデル校に対して必要に応じて指導助言を行うとともに、地域における研究の企画・実施、成果のとりまとめに当たるものとする。

(5) 企画評価委員会

通信・放送機構は、学識経験者、行政関係者、学校関係者、通信事業者等からなる企画評価委員会を設置するものとする。

企画評価委員会は、各モデル地域における研究の企画・実施に当たって必要に応じて指導助言を行うとともに、事業全体の成果のとりまとめを行うものとする。

5 報告書の提出

通信・放送機構は、別紙様式2により各会計年度末に事業報告書を文部省に提出するものとする

6 成果の普及

通信・放送機構は、中央ネットワークセンターのホームページ等を活用して、各モデル地域における研究の実施状況や成果の普及に努めるものとする。

7 事業に関する経費

文部省は、予算の範囲内で、この事業の実施に必要な経費を通信・放送機構に支出する。